

古代の農耕にみる労働手段の農耕具とその所有をめぐる

—古代の農耕儀礼、農耕具、そして労働手段の所有に関する描写—

奥野義雄

はじめに

古代の農耕（農業）については、土地制度史、社会経済史、村落史、技術史、そして政治史（主に奴隸制）の立場から触れられてきた。しかしその論究の多くには、農耕の実態把握にまで至らなかったといえよう。

古代の農耕の実態を捉える困難さの大きな要因は、奈良・平安時代の農耕にかかわる記載がほとんどみられないためであろう。そして、考古資料においても農耕に関する遺構や遺物¹農耕具の検出が数多くなかったという要因のためでもあったと考えられる。

さらに、古代の農耕における儀礼習俗の究明もあまり展開されることがなかったからであろう（それは現今の習俗調査によって農耕儀礼の研究が進展している実情と対比してのことであるが）。

言い換えると、考古学的研究によって弥生時代から古墳時代に至る

時期の農耕具の実態が明確にされてきた反面、奈良時代以降の農耕具を含んだ農耕（農業）にかかわる研究があまり進展していないようにみえる。

それゆえに、ここでは奈良時代から平安時代に至る時期の農耕具を中心に、農耕にかかわる儀礼習俗¹現今の農耕儀礼習俗の調査研究成果を視野に入れて¹を垣間見ながら、古代における労働手段としての農耕具の存在とその所有の形態について素描していくことにしたい。なぜなら、奈良・平安時代、いわゆる古代の農耕具を視点にあてた農耕の実態が徐々に究明されることによって、古代の農民の実像、村落の形態、そして農民の立場（たとえば奴隸制あるいは農奴制下の農民の存在形態など）が少しずつ明らかにされてくると想定し得るからである。

そこで、まず古代の農耕の儀礼習俗について、農耕具と関連させながら検討していくことからはじめ、古代の農耕具と所有形態へと行論していくことにしよう。

第一章 古代における農耕とその儀礼習俗

古代およびそれ以前の農耕については、すでに幾人かの先学諸氏が文献史料や考古資料から論究している¹⁾。とりわけ、考古学における弥生時代や古墳時代の農耕の研究は、遺物(農耕具)や遺跡・遺構(水田跡)の検出によって、より詳細に展開されてきた。

農耕の諸作業と出土遺物の農耕具を対置させて、耕耘作業(広鋤・一木鋤・ナスビ形平鋤・又鋤)↓整地作業(横鋤)↓施肥作業(大足)↓播種(鋤)↓移植・間引き作業(鋤類)↓中耕除草作業(小型又鋤・一木又鋤)↓灌漑↓防除↓收穫作業(石包丁・石製鎌・鉄製鎌・穂摘具)↓運搬作業(田舟・櫓)↓乾燥作業(鋸齒型横鋤(エブリ))↓脱穀・調整作業(杵・臼・箕)などの工程が一般的に想定されているが、この工程は古墳時代前期までの農耕である。

さらに、古墳時代末頃までに出現したと考えられている犁と馬鋤は人力による鋤や鋤とは異なり、農耕に変化をもたらす要因となったことは確かであろうが、犁と馬鋤の普及の度合と時間の経過が変化の条件として想定されている²⁾。また、犁・馬鋤と牛・馬との繋りや馬鋤の出土例をもとに犁よりも馬鋤が先行した農耕具であることも提示されている³⁾。

このことはともかく、いわゆる〈鋤〉〈鋤〉の類は弥生時代から現

われ、〈犁〉〈馬鋤〉の類が古墳時代末頃から出現したことは確かな事実であるなら、古代(奈良・平安時代)における農耕の諸作業にも若干の変化をもたらしたと想定できるが、現段階では、このことを証明すべき考古資料や文献史料は検出されていない。とくに、農耕具の変革によって水田耕作に大きな変化があったという事象は、奈良時代の考古資料・遺物からは読みとれない。また、同様に奈良時代の文献史料には、変化を示す事象すら記録されていない。

ただ、農耕具の変革とは関連しないであろうが、九条兼良が註釈をおこなった『令妙』の「墾田」の項に

天平十五年格云。墾田抛。養老七年格。限満之後依例収校。由是農夫怠倦。開地復荒。自今以後任為私財云々。今案。墾田以空閑地一作田也。

とあり、八世紀前半の農耕の状況が記載され、開墾地も農夫の怠慢によって荒廃化し荒田化してしまったことが窺える。

このように荒田化した耕地あるいは元来からの荒田地を開墾した事象は、奈良・平安時代ともに存在した。たとえば、「仍以天平宝字三年檢寺田使造寺司判官外従五位下上毛野公眞人等論稱、荒野寺家墾開成田」という記述からも窺える³⁾。

さらに、初期荘園を含めて、荘園内に荒田(荒地)が数多く含まれていることがいわゆる荘園史料から理解され、荘園研究において提示されてきた。たとえば、「越中国東大寺莊惣券」にみる「石粟庄地壹

「伯壹拾貳町」に「荒參拾貳町貳段參佰壹拾肆步」とあり、⁶⁾ 荘園所領一
二町の内荒田が三二町二段三三四步あり、約四分の一が荒田であっ
たことになる。荒田の占める割合は異なるが、同様に「杵名蛭庄」
「樺田庄」「須加庄」「成戸庄」などの諸荘園にも荒田が存在している
のである。

一方、平安時代の寺領荘園にも荒田が数多く記載されている。たと
えば、貞観一四(八七二)年三月九日付の「貞観寺田地目録帳」に、
「合柒佰伍拾伍町柒段捌拾貳步」に「荒田百卅八町三段八十步」があ
り、さらに「未開地二百七七一町六段一步」も存在していたことが窺
える。⁷⁾

耕地の荒廢化⇨荒田化は、ここに掲げた二・三の事例にとどまらず
数多くみられる。このことは、古代國家の經濟基盤を左右する問題で
もあるとともに、農耕具の變革のみでは解決し得るものではなかった。
そして、新しい農耕具すなわち〈犁〉〈馬鍬〉の普及が進展したとし
ても、自然的な弊害が耕地の荒廢化をもたらしたことも事実であった。
すなわち、「損不堪佃田事」の項に「一凡田有水旱蟲霜熱之処。応免
調庸者」(慶雲三(七〇六)年九月二十日付)という文言⁸⁾、「遭水旱炎
蝗不熟田」「准令。田有水旱蟲霜不熟之処。国司檢_レ実」(靈龜三
(七一七)年五月十一日付)という記述から、⁹⁾ 水旱や蝗や霜の害によ
る場合があったことを明示している。

このような自然災害を防ぐために神仏への祈願、つまり農耕儀礼が

国家的行事としておこなわれてきたのである。そこで古代の農耕儀礼
を若干次に垣間見ることにしよう。

『日本書紀』や『続日本紀』には、自然現象による災害すなわち長
雨や旱魃、そして蝗害などによって不作になったことが数多く記載さ
れている(皇極朝元(六四二)年二五日の条、天武朝五(六七六)年
六月の条、持統朝四(六九〇)年四月二二日の条¹⁰⁾『日本書紀』、文
武朝慶雲三(七〇六)年六月二三日の条、淳仁朝天平宝字七(七六三)
年八月一日の条、そして光仁朝宝龜七(七七六)年八月一日の条¹¹⁾
『続日本紀』などにみえるが、一部分にすぎない¹²⁾。

このような自然現象によってひき起る災害には、さきに触れた〈長
雨〉〈旱魃〉〈蝗害〉のほかに〈大風〉〈霜〉による災害もあった。
それぞれの災害について個々に事例を掲げると枚挙に遑がないほど
であるので、各々の災害の一、二の事例を掲げるとどめたい。

まず、農耕における災害でよく記載されているのが〈長雨〉〈早
魃〉である。農耕儀礼の呼称で示せば、〈日乞い〉〈雨乞い〉の儀礼
習俗である。

持統朝四(六九〇)年四月二十二日の条に「始祈雨於所々。早也」
とみえ、旱魃によって〈雨乞い〉の祈願を所々でおこなったことが窺
える¹³⁾。また、『小右記』の寛和元(九八五)年六月二十八日の条に、

於神泉苑、以元果僧都被修請雨經法、炎畢^{○今按}涉旬、天下致愁、
有東大寺及龍穴等御誦經云云、

とあり、神泉苑での祈雨^⑫請雨は成就せず、天下(万民)は憂愁した。そこで、再び東大寺および龍穴社などで(祈雨の)読経をおこなったという状況が窺える。さらに、『中右記』の天永二(一一一三)年八月十八日の条には、

依奉止雨^⑬春弊事、辰刻許参内、去十五日奉此旨。仰藏人并令催陰陽寮并弊料赤毛馬、又仰外記令催二社使又宣命事、(中略)、午刻天晴、奉弊之驗歟、本七月炎旱、此八月連日雨下也。

とあり、長雨を止めるための祈雨をおこなったことがわかる。併せて、この年の七月は炎旱(日照り)であったことも窺える。

農耕儀礼の中でも祈雨^⑭請雨と止雨がもっとも多くみられるが、なかでも祈雨すなわち雨乞い祈願が数多く記述されている。

では、次に(蝗害)に対する防禦祈願について窺ってみることにしよう。

光仁朝宝龜七(七七六)年八月十五日の条に「天下諸国蝗。畿内者遣使巡視」という文言から、諸国に蝗が発生し、蝗害の有無を巡視させたと考えられる。また、『左経記』の寛仁元(一〇一七)年の「目錄」の八月三日の条に「依蝗虫可被行廿一社奉弊定事」とあり、その本文には「於右仗座被定申廿一社奉弊使、以来七日可被立也、為作(祈力)蝗虫災也、」とみえ、蝗害を禦ぐための祈願が二十一社でおこなわれた(このほか仁王最勝両経の転読も併行された)。

このように蝗害を禦ぐための祈願、すなわち農耕儀礼が国家的規模

でおこなわれていたことが窺える。

祈雨、止雨、そして蝗害にかかわる農耕儀礼のほかに、風害、霜害などを防ぐ祈願もおこなわれたと想定できるが、詳細な記述は検出し得ない。ただ、すでに触れた慶雲三(七〇六)年九月二十日付の「田有^⑮水旱蟲霜不熟之處。応^⑯免^⑰調庸^⑱者」という文言、延喜十八(九一八)年六月二十日付の「准^⑲田令^⑳。圍水旱蟲霜不熟之處。国司^㉑檢^㉒実」という記載から、水旱(祈雨・止雨)、蟲(蝗害)に対する祈願がおこなわれた事実によって霜害への対処もなされたと容易に想定できる。

また、すでに触れた大宝元(七〇一)年八月二十一日の条にみる「参河。遠江。(中略)。紀伊。伊予十七国蝗。大風壞百姓盧舍損秋稼」という文言、「応^⑳令^㉑下^㉒太宰府管内諸国^㉓佃^㉔公宮田^㉕事」の条に「若遭^㉖風損虫霜之害^㉗。依^㉘実免損^㉙」云々という記載から、風害を防ぐ祈願が国家的儀礼としておこなわれたことは充分考えられる(時期が少し遡るが、たとえば天武朝十二(六八三)年に「祭広瀬龍田神」云々とあり、竜田社の風神を祀ったことが窺え、風神に祈願習俗があったことを示す)。

このように古代の農耕において、(祈雨)(止雨)(除蝗虫)(防風)(防霜)のための農耕儀礼は、農耕の諸作業をおこなう農民はもとより、天皇、貴族までも精神的な依りどころであったといえよう。

農耕、とりわけ水田耕作における労働手段としての農耕具の改良、

発展、普及の度合にもよるが、労働手段の農耕具の善し悪しのみでは、耕地の開発・拡充は果し得なかつたかもしれない。また、農耕具の善し悪しの是非を考える以前に、農民が労働手段としての農耕具の種類と、どれだけ用いていたのかという点と農耕具の所有・占有の形態がどのようであったのかということが農耕Ⅱ農業の発達を促していったと考えるべきであろう（言うまでもないが、そこには農民の労働力を投入する耕地の占有・所有の有無が基盤になければならない。）

そこで、次に古代の農耕における労働手段としての農耕具とその所有形態について、先学諸氏の論考を踏まえて、文献史料を中心に考えていくことにしたい。

註

- (1) 古島敏雄『日本農業技術史』上（古島敏雄著作集）第六巻・再録）所収。
- 鋤方貞亮『農具の歴史』（至文堂本・日本歴史新書）所収
- 木下 忠「農具」（日本の考古学Ⅲ 弥生時代）所収
- 黒崎 直「木製農耕具の性格と弥生社会の動向」（考古学研究 六三三）所収
- (2) 黒崎 直『日本の美術 古代の農具』所収。
- (3) 河野通明「馬鍬の導入」（『日本農耕具史の基礎的研究』）所収
- (4) 『群書類従』第六輯所収（『新校群書類従』（名著普及会本）第四巻所収）

(5) (6) 「越前国司解」の条（『寧桑遺文』中巻（『經濟編上』））所収

(7) 『平安遺文』第二巻、第一六五文書、同「目録帳」には、国ごとに詳しく荘地の状況が記載されている。たとえば、伊賀国の「此自岐荘地七町四段三百四十四歩」の内、「荒地一町二段三百廿四歩」と明記されている。

(8) (9) 『政事要略』中篇（巻第六十「交替雜事」）所収

(10) 『日本書紀』後篇および『続日本紀』前篇（『新訂国史大系』）所収

(11) 『日本書紀』後篇（『新訂国史大系』）所収

(12) 「小右記」一（『補史料大成 別巻』）所収

(13) 「中右記」四（『補史料大成 12』）所収

(14) 『続日本紀』後篇（『新訂国史大系』）所収

(15) 『左経記』（『補史料大成 6』）所収

(16) (19) 『政事要略』中篇（『新訂国史大系』）所収

(20) 『日本書紀』後篇（『新訂国史大系』）所収

(21) 〈祈雨〉〈止雨〉の祈願、〈蝗害〉〈風害〉〈霜害〉を禦ぐ祈願のほかに、農耕儀礼の習俗には、(1)苗代の水口祭、(2)寒送り時の農作物の吉凶占い、(3)收穫祭などもあった。古代の農耕儀礼習俗のほとんどは、後世（近・現代）の社会へ受け継がれていったことは明確な事実である。古代と近・現代の農耕儀礼を対置すると次のようになる。

(古 代) (近・現代)

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 寒送り（土牛・藁子をつくり農作物の吉凶を占う） | (1) 寒送り |
| (2) 水口祭（苗代田の水口に藁串を立てる） | (2) 水口祭（苗代田の水口に牛玉杖を立てる） |



▲今日の風祈禱（札）

(3) 蝗害除け祈願

(4) 折雨・止雨

(5) 風害除け祈願

(6) 収穫祭（秋の田祭）

(7) 修正会

(3) 虫送り

(4) 雨乞い・日乞い

(5) 風祈禱

(6) 秋祭

(7) オコナイ

このように古代と近・現代（昭和四〇年代までというべきか）との農耕儀礼習俗の差異は、名称や行為主体などの違いを示す以外、ほとんど同様な習俗形態といえよう（(7)は五穀豊穣祈願が込められているので提示しておいた。「寒送り（土牛・童子）」「水口祭（畜串を立てる）」、そして「収穫祭（秋の田祭）」については、すでに別稿で触れている）。

第二章 古代の農耕にみる

労働手段としての農耕具

弥生時代から古墳時代にかけての農耕具は、考古資料によって明らかにされてきた。そして、出土した農耕具の機能的調査研究は、農耕の諸作業と関連づける成果をもたらしてきた。そこには、農耕にかかわる習俗の伝承資料調査成果があったからにはほかならない。考古学研究における伝承資料の調査成果の移入によるものであろう。

このことはともかく、考古資料としての農耕具の〈物〉からの調査研究の視点とは別に文献史料からの調査研究は、どのような状況であろうか。

言い換えると、文献史料をとおして農業（農耕）技術史を明らかにしようとした古島敏雄氏の諸研究業績を踏まえた研究は、現段階も展開されているのであろうか。とりわけ、古墳時代以降、古代における農耕具の史料的研究はどのような点かという点が、ここでは関心事となる。

ただ、言うまでもなく、奈良・平安時代の農耕具にかかわる文献史料が山積みされるほど豊富でないことは確かである。しかし、あえて数少ない文献史料から農耕具が、古代―奈良・平安時代―において、農耕の諸作業の中でどのように機能していたかを検討したいと考えて

いる。

そこで、古代の文献史料―現実には平安時代が中心になるが―にとどめられている農耕具に焦点を絞って窺っていくことにしたい。

『続日本紀』の元正朝養老六(七二二)年閏四月二十五日の条に、
又食_レ之_レ為_レ本。是_レ民_ノ所_ナリトスル。随_レ時_ニ設_レルハ策ヲ。治_レ國ノ要
政。望_レ請_ラクハ。勸_メ農ヲ積_レ穀ヲ。以_テ備_ヘ水旱_ニ。仍_テ委_テ所司_ニ。差
一_ニ免_シ人夫_ヲ。開_シ墾_シ膏腴_ノ之地良田_一。其_ノ限_ル役_ヲ十日_ニ。
便_テ給_レ糧_一。食_一。所_レ須_{ユル}調度_ハ官物借_レ之_ニ。秋_收ヲ_リ而後_ニ。即_令メ_ン
造備。(中略)。如_シ部内_ノ百姓。荒野閑地_ニ。能_ク加_テ功_力一。收_一穫
スル雜穀_ヲ三千石以上_ニハ終_レ身_勿シメ_ン事。見_ニ帯_ヒテ八位_{已上}一_ヲ加_シ勲
一_ニ転_一。即_酬賞_ノ之後。稽_遲メ_不ン_ハ官_コ。追_テ奪_一位_記ヲ。各_還サン_本
色。(下略)。

という記載がみえ、そこには一・三の興味深い示唆がある。

まず、その一つは、国家を統治する要の政策は勸農によって穀物を蓄積することであり、この備蓄は水旱が起ったときのためであると明示されている。次に、良田一〇〇万町を開墾するための「調度」は官物をもって借用させ、秋の収穫後にはこの「調度」を造らせて備えさせる意図が窺える。そして、三つ目としては、「荒野閑地」に労働力を投入して雑穀三千石以上を収穫した者あるいは一千石以上を収穫した者には褒賞を与えとする国家の勸農への意欲がわかる。

古代国家の勸農と穀物の備蓄の意図が窺える以上に、興味をひくの

は、官物の「調度」を開墾時に借用させ、収穫後に「調度」を造らせて備えさせたという記述である。

この「調度」とは、開墾すべきものと考えらるならば、農耕にかかわる用具であったことは容易に想定し得る。

言い換えるならば、農耕に費す用具すなわち農耕具であり、〈鋤〉(鋤)であったことは大過ないであろう。そして、官物であった農耕具を貸し、収穫後には自らで製造させて備えさせたのである。

養老六(七二二)年閏四月二十日の条の記載は、農耕具の存在を暗示させるとともに、古代における荒野閑地の開墾への労働力投入と労働手段である農耕具＝調度の存在形態を語りかけてくれるようである。しかしながら、具体的に農耕具あるいは〈鋤〉(鋤)の存在を、この条々から窺うことはできない。

ただ、「官物」としての農耕具、とくに〈鋤〉が地子雑物として納められたことは、『政事要略』の「定諸国例進地子雑物事」の、

伊勢国 米百一斛 絹六十疋

尾張国 米百五十斛 油二斛

(中 略)

伯耆国 鉄六百因廷

出雲国 海藻百十斤 整千二百口

石見国 綿二百五十四斤

(中 略)

備中国 米百世石點・八十五石 釜四百口 鉄二百九十廷 油二斛

備後国 米百卅石 油四石 釜五百口 鉄二百五十廷

という記載から窺え、「件雑物等。天安二年正月廿九日官符。元慶三年十月十七日定函等」云々という文言から官符にもとずいたものであったことがわかる。

また、同様な記述は、『延喜式』の「主計」に

伯耆国行標上十二日・下七日

調。白絹十疋。(中略)。自余輸。絹。綿。鉄。鉄。

庸。白木韓櫃九合。自余輸。綿。鉄。

中男作物。紙。紅花。椎子。鮫皮。煮乾年魚。雜腊。

(中) 略)

備中国行標上九日・海路十二日

調。縹帛十五疋。(中略)。自余輸。絹。鉄。塩。

庸。白木韓櫃六合。自余輸。米。鉄。

(下) 略)

とみえ、調・庸の対象に「鉄」があったことが窺える。

各国から徴収する調・庸で「鉄」のみが進納すべき対象になっていたことは興味深い事象である。また、対象の国が出雲国、備中国、備後国、美作国、そして伯耆国に限られ、いずれも「鉄」とともに徴収されていたことは、農耕具史を考える上で留意すべき事象であろう。

この事象に対して一つの示唆を与えてくれるのが、『延喜式』の

「内膳司」の条々である。古くは、古島敏雄氏らによって引用されてきた同条の「凡作園」云々という記載に続く、

其鉄七七四口。鉄柄卅枝。鋤柄卅四枝。並二年一請旧馬鉄二具

旧馬カラスノヘウ辛鉏閉良二枚。鋒四枚。已上鐵車二両。年別

という文言によって、鉄・鋤(鉄柄・鋤柄)に鉄先がつけられたものと解釈されて、鉄製の鉄・鋤が存在したと推察されている。そして、この記載から、鉄・鋤とともに鉄製歯のある「馬鉄」が用いられていたことがわかる。

さらに、「凡作園」という記述に続いて、「耕種園圃」の項には、犁が存在していたことも窺える。すなわち、

宮大麦一段。種子一斗五升。惣单功十四人半。耕地一遍。把犁一人。

馭牛一人。牛二頭。料理一人。畦上作二人。下子半人。刈功二人。

扱功五人。搗功二人。小麥

(中) 略)

宮韭一段。種子五石。惣单功七十五人。耕地三遍。把犁一人半。馭

牛一人半。牛二頭半。料理平和二人。畦上作一人。糞二百十擔。運

功卅五人。扱苗子功六人。殖功六人。凡去三遍廿一人。七廣

(下) 略)

とあり、農耕——この場合、園圃の耕作であり、水田耕作でない点に問題点があるが——に「把犁」が用いられていたことがわかる。そして、「把犁」に「馭牛(一人)」と「牛(二頭)」が一組として使用さ

れていたことも窺える。

さらに、この記載は、それぞれの農作物の耕作に対する農耕具、その労働力（使用者）そして耕作における諸作業を明示している。

たとえば、大麦（一反）を耕作するために、把犁で耕耘し、畦作りをおこない、麦の種子を撒き、収穫時の麦刈りの後に麦の選別をおこなって麦を搗くといった作業があることを明記している。そして、「料理一人」という文言は、耕作（耕耘か）時の〈賄い〉と理解し得る。この大麦の耕作に費す人びと（労働力）は総員十四人半であったことも窺える。

このことはともかく、平安時代前半（一〇世紀前半）には、鉄先の鋤・鍬・馬鍬・把犁などが農耕具として用いられていた。

また、平安時代後半（一一世紀前半）には、『新猿蓑記』の「三、君ノ夫、出羽権介田中豊益」の項をみるかぎり、鋤・鍬・馬把・犁を農耕に用いていたことがわかる。すなわち、「調鋤鍬。暗ニ度腴迫之地。繕^{マツ}馬把^{ウツ}犁^{カラス}」という文言がそれである。^⑦

そして、『新猿蓑記』より少し時期が下るが、『今昔物語』（巻第二十六、本朝付宿報の「土佐ノ国ノ妹兄、行住不知嶋語」の話の中に、「馬^{ウツ}齒^{カラス}・辛鋤^{カマ}・鎌^{カマ}・鍬^{ウツ}・斧^ノ・鐮^{ナド}・云物^ニ至^{マデ}、家ノ具^ヲ船^ニ取入^テ渡ケルニヤ」という記載があり、いくつかの農耕具を用いていたことが窺える。^⑧

さらに、『今昔物語』より少し時期が下る一二世紀後半以降の『明

月記』の正治二（一二〇〇）年正月十九日の条に「エフリ可^レ給之由申^レ之」という文言があり、杵と称されるものを使っていたことがわかる。

このように古代、とりわけ平安時代には、農耕具として〈鋤〉〈鍬〉〈馬鍬〉〈犁〉〈鎌〉などが使用されていたことが、文献史料から窺えるとともに、雪かきに用いられたものと考えられるが、農耕具として〈杵〉が存在していたことも充分想定できる。

古代の文献史料に現われる農耕具を、すでに古墳時代の農耕具の出土例と比定するとその差異はほとんどないといえよう。すなわち、

古墳時代の農耕具

○鋤（広鍬・ナスビ形平鍬・又鋤）

（横鍬・一木又鍬）

○鋤（一木鋤）

○鎌（石製・鉄製）

※このほかに穂摘具あり

○馬鍬

○犁

○大足

○鍬

○田舟

○杵・臼

平安時代の農耕具

○鋤（鉄製鋤先）（種類不明）

○鋤（鉄製鋤先）（種類不明）

○鎌（材質不明）

○馬鍬（鉄製齒）

○犁（鉄製刃か）

○大足（記録になし）

○鍬（記録になし）

○田舟（記録になし）

○杵・臼（絵画にあり）

○杵（鋸歯の横線）

… ○杵（種類・形態不明）

以上のように、古墳時代の農耕具の出土例には存在するが、古代の文献史料には記載されていない農耕具がある。

このような事象は、古代に〈大足〉〈鋤〉〈田舟〉などが存在しなかったことを明示するものではなく、むしろ記録にとどめられなかったと考えることが妥当であろう。

言い換えると、古代において、文献史料をみるかぎり、〈鋤〉〈鋤〉が基本的な農耕具であったといえる。そして、〈鋤〉〈鋤〉とともに〈馬鋤〉〈犁〉が農耕具に加わり、〈大足〉〈鋤〉〈田舟〉なども使用されていたのであろう。さらに、〈杵〉〈臼〉は記録には現われていないが、平安時代の絵巻物に描かれていることから、脱穀の農耕具として用いられていたことは確かである。

では、これらの農耕具は、さきに触れたように「官物」として古代国家が所有・管理していたのであろうか。それとも農民自身で所有・管理していたものであろうか。

古代における農耕具の所有形態の論究は、古代専制国家体制あるいは古代奴隸制・農奴制の理論とも深くかかわりあっている。それゆえに、農耕具の所有形態と国家体制との関連は興味深い課題である。

そこで、次に文献史料から農耕具の所有形態の実態について若干検討を加えてみたい。

註

- (1) 『統日本紀』前篇〔新訂国史大系〕所収〔増補国史大系〕
- (2) 『政事要略』中篇〔新訂国史大系〕所収〔増補国史大系〕
- (3) 『延喜式』中篇〔新訂国史大系〕所収〔増補国史大系〕
- (4) 河野通明「馬鋤の導入」〔日本農耕具史の基礎的研究〕所収
- (5) 鉄製歯の馬鋤については、平安時代後期作と考えられている『本朝月令』の「同日松尾祭事」の項に
 遂牽・彼鼓。進・神社。其鼓経年破損。真足與主竊取。彼輪鉄一作。雑釘馬鋤等。宛・売買新。干・時神明示・崇。（下略）。
- (6) 『延喜式』後篇〔新訂国史大系〕所収〔増補国史大系〕
- (7) 『群書類従』第 輯〔新校群書類従〕第六卷〕所収
- (8) 『今昔物語集』四（日本古典文学大系三季所収）
- (9) 『粉河寺縁起絵』〔日本の絵巻〕5〔平安時代未成立？〕所収〕に民家の土間らしい場所に臼が描かれている。

また、時代がずっと下るが、「石山寺縁起絵」〔日本の絵巻〕16〔鎌倉時代未成立〕所収〕や「たわらがさね耕作絵巻」〔室町末の作といわれている〕には、鋤・鋤・鎌などを使う情景が描かれている。



▲鋤・鍬での耕作（『たわらがさね耕作給巻』）

第三章 古代の農耕における

労働手段Ⅱ農耕具の所有形態

古代の農耕における労働手段である農耕具は、すでに「延喜式」の「主計」でみたとおり、租・庸・調の納税のうち、調として進納すべきものであった。また、『統日本紀』の養老六（七二二）年閏四月二十五日の条で記述されているように農耕具は官物の調度と把握されていたようである¹⁾。そして、官物であった農耕具は収穫の終わった後に、借用者の農民自身に農耕具を造らせ備えさせた。すなわち、「所_レ須_レ調度_ハ官物借_レ之。秋收_{ラリ}而後_ニ。即令_メ造備_ト」²⁾という文言がそれである³⁾。

この文言には、農耕具の所有者は古代国家であり、農民層であったことを明示している。つまり、農耕具を所有していない農民には、国家が「官物」の農耕具を貸したことになる。

しかし、八世紀前半のこの記載内容には、官物の「調度」が農耕具と断定できるだけの証は見出しがたい。そして、八世紀から十一世紀に至るまで、農耕具の所有者にかかわる詳しい記載は、ほとんど検出できない。とりわけ、古代律令国家体制下の農耕における農耕具とその所有形態は明らかではない。

ただ、一〇世紀末に農民による農耕の状況と農耕具使用の情景が記述されている。すなわち、永祚二（九九〇）年十一月八日付の「尾張国郡司百姓等解」にみる次の記載がそれである。

偏有勸農之励、若勸東沢之間、催南畝之日、遊手嬾農業、懲以劉寛⁴⁾（之）鞭、肆力誇業、賞以王丹之酒、而每年至四五両月農時、令入部雜使等、（中略）、於官庫、其間農夫拋鋤。嬾耕作之事、（下略）⁵⁾

という文言による限り、農夫は農耕具をなげ捨て、耕作をおこなわなかったのである。そして、「農夫」と呼ばれる農民とは、「田堵百姓等」であったことも理解し得る。さらに、国司藤原朝臣元命の非法によつて、「耕田之人皆悉逃亡⁶⁾」という⁷⁾とおり、農民Ⅱ田堵百姓の多くは逃散したと訴えているが、この訴状には、農耕に従事する農民に結びつく農耕具所有の有無は明示されていない。

そこで、再び十一世紀前半の『新猿楽記』の詳細な記述を窺うこと

にしたい。同記で明記されている出羽権介田中豊益なる農民は、さきに触れたとおり、「調・鋤・鍬」えて、「繕・馬・把・犁」ほどの者であった。そして、彼は「数町戸主」であり、「大名田堵」であったことがわかる。すなわち、再度ここで掲げると、

三ノ君ノ夫ハ出羽ノ権介田中ノ豊益。偏ニ耕農ヲ為レ業。更無他計。数町ノ戸主。大名ノ田堵也。兼テ想水旱之年。調鋤鍬暗度一腴迫之地。繕フ馬把犁。或於堰塞堤防。溝渠畔畷之功。育一田夫農人。或於種蒔苗代耕作播殖之宮。勞フ五月男女之上手也。(下略)。

とあり、大名田堵として田夫農人(直接の耕作者)や五月男女(五月女)を上手に働かせていたことが窺える。

言い換えると、大名田堵は〈鋤〉〈鍬〉〈馬・鍬〉〈犁〉などの農耕具を所有し、田堵以外の農民を耕作させていたことが理解できる。

また、すでに触れた『今昔物語』(本朝付宿報)の「土佐ノ国ノ妹兄行住不知鳴語」を再びみると、土佐国の妹兄は「下衆」の子供であり、この下衆は「馬・歯・辛・鋤・鍬・斧・鐮」などの農耕具を所有していたことが窺える。すなわち、

今昔、土佐国、幡多郡住。下衆有。己住浦。非他浦。田作ケルニ、己ガ住浦ニ種蒔テ、苗代ト云事ヲシテ。可殖程ニ成ヌレバ、其苗ヲ船ニ引入テ、殖人ナド雇具シテ。食物ヨリ始メ、馬・歯・辛・鋤・鍬・斧・鐮ナド云物ニ至マデ。家ノ具ヌ船ニ取入テ渡ケルニヤ。(下略)

という記述がそれである。田植の時期になり、殖人などを雇い働かせ

ること、馬・鍬・犁・鋤・鍬(この記述の後半に明記)・鎌などの農具を所有していることが窺える。

土佐国幡多郡の「下衆」の農耕および農耕具所有の状況は、さきの「田中豊益」という「大名田堵」と同様の身分の農民と重複するのである。

さらに、さきに触れた「尾張国郡司百姓等解」にみえる一〇世紀末の「田堵百姓」自身、農耕具——「鋤」で代表された耕作用具——を所有していたものと想定し得る。

このように平安時代の文献史料をみる限り——奈良時代には記録に現われていないが——、〈鋤〉〈鍬〉〈馬・鍬〉〈犁〉などの農耕具を所有する階層は農民層でも「田堵」と称されるものであったと想定でき

る。したがって、農耕具を所有する「田堵」が存在するゆえに、一一世紀初頭の寛弘九(一〇一一)年正月二十二日付の「和泉国符案」にみる「可普仰大小田堵古作外令発作荒田事」という文言、一一世紀中頃の天喜六(一〇五八)年三月十九日付の「伊賀国玉瀧袖司等解」にみえる「官使共被打立妨示、因茲故住人等頗出来、荒野切開、雖耕作、国使楨羅入、可出国役申文之由連日也、因茲田堵工等捨鋤鍬、各抱難」云々という記述が示唆するほどの〈田堵の活動〉があったといえよう。そして、彼ら田堵層は、単なる直接生産者としての農民層ではなく、天喜三(一〇五五)年□□二十八日付の「丹波国後河荘田堵等解」

で現われる「旧茂田堵備後掾紀（花押）」という記載（連署名）のよ
うな身分のものであったと考えられる。

註

(1) (2) 『続日本紀』前編（増補）（新訂国史大系）所収

(3) (4) 『平安遺文』第二巻、第三三九号文書（以下同様に、平安遺文

二一三三九と略す）

(5) 『群書類従』第九輯（『新校群書類従』第六巻）所収

(6) 『今昔物語集』四（日本古典文学大系）所収

(7) 平安遺文二一四六二

(8) 平安遺文三二八八七

(9) 平安遺文三二七五六

本文で掲げた身分の高い田堵と同様なものとして、康和三（一一〇二）
年十一月二日付の「定林寺妙安寺所司等解」にみえる一例を挙げておく。
すなわち、「田堵等陳申者、田堵則併平田御庄司寄人等也」という文言に
みる「田堵」がそれである（平安遺文四一四六六）。

結びにかえて

古代の農耕社会において、農耕具の発達はいうまでもないが、自然
界での災害がいかに農耕の進展を右左していたかを素描してきた。こ
の災害を禦ぐ術として農耕儀礼習俗が律令国家の祭礼行事の比重を占

めていたことも窺えたといえよう。

だが、農耕儀礼によって神仏の加護が得られるとは限らず、農耕具
の発達と普及は農耕の促進―荒田・耕地の開墾などに繋っていた
ことは確かであろう。木製農耕具から鉄製（鉄先）農耕具へと発達す
る途上で、人力による農耕の諸作業から人力と畜力とを合わせもった
馬鍬や犁の発達による農耕への変革は大きな成果をもたらしたと想定
し得る。

馬鍬の鉄製歯の売買の記述は平安時代後半の作と考えられている
『本朝月令』にみえ、さらに古くは『延喜式』の「園耕作」の記述の
とおり、馬鍬が鉄製歯を装着したものであるなら、平安時代中頃、つ
まり一〇世紀には、すでに鉄製馬鍬が用いられていたことになろう。
そして、古墳時代に現われた鉄製鍬・鋤も、一〇世紀段階では改良を
加えられた鉄製（風呂？）鍬・鋤へ発展していったことも想定できよ
う。ただ、この想定には、文献史料および考古資料による証がないた
め、推察の域をでない。

しかし、古代の農耕具の所有者が「田堵」と称される農民層であ
ったことは、すでに触れたとおりであり、「田堵」が活躍しはじめるの
も一〇世紀段階からである。

したがって、古代の農耕において、農耕具―鋤・鍬・馬鍬・犁を
はじめ各種の農耕に必要な用具―を所有する「田堵」層が荒田・荒
地の開発に力を注ぎ得た要件として、鉄製農具（改良・出現を含めて）

に求められるのではないか、という課題を提示して結びにかえたい。

(一九九七年二月二十六日了)